

# 北部にぎわい創出活動助成金の概要

## 交付対象

**対象者：**北部6地区で交流促進やにぎわい創出につながるイベント等を企画・運営する団体や事業者など

※宗教的、政治的活動を行う団体、暴力団または暴力団等と密接な関係のある団体等は対象外

## 対象経費

- ・ イベント出演者、外部従事者への謝礼・旅費
- ・ 実施団体等では実施が困難な業務（会場設営、デザイン、駐車場警備等）の委託費
- ・ コピー代、写真プリント代、ポスター・パンフレットの印刷代
- ・ 会場・施設の使用料、機材・器具借上料、駐車場料金
- ・ 事務用品、書籍購入費、材料費、その他消耗品費に対する費用
- ・ 活動上必要となる保険の掛金
- ・ 振込手数料、郵送料、切手・はがき代、運送料
- ・ 上記以外で、補助事業の実施に必要であると認められるもの  
(個別に審査)

※山口県または宇部市などから他の助成金の交付を受けて実施するイベントの経費、団体等の運営経費や不動産の取得費、備品の購入費、イベント等の実施に直接関係のない経費は対象外

## 対象経費

活動の規模等	地域連携	助成上限金額	補助率
来場者が500人超見込まれる大規模なもの	地域運営団体と連携して行うもの	30万円	定額 (1/1)
	北部地域の実施団体等による実施、又は北部地域の団体と連携して実施するもの（上記を除く）	20万円	2/3
	上記以外のもの	15万円	1/2
来場者が100人超見込まれる中規模のもの	地域運営団体と連携して行うもの	20万円	定額 (1/1)
	北部地域の実施団体等による実施、又は北部地域の団体と連携して実施するもの（上記を除く）	15万円	2/3
	上記以外のもの	10万円	1/2
小規模でも北部地域のファンの増加が見込めるもの	地域運営団体と連携して行うもの	10万円	定額 (1/1)
	北部地域の実施団体等による実施、又は北部地域の団体と連携して実施するもの（上記を除く）	7万5千円	2/3
	上記以外のもの	5万円	1/2

※助成金は**予算の範囲内**としますので、交付決定額が**上限額を下回る場合があります**。

※「地域運営団体」とは、北部6地区のコミュニティ推進協議会を指します。

※1会計年度あたり1実施団体等の交付は1回までとします。

# 交付の流れ

凡例

主催者の役割

市の役割

一般的な交付の流れ

特別な場合の交付の流れ

※助成事業には企画段階から市も支援していきます。

